奈良県告示第三百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、 道路の区域を次の

とおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、 奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間

般の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 道路の種類 主要地方道

二 路 線 名 天理加茂木津線

三 道路の区域

4	7	番線
二七番一先まで	一七番二先から奈良市大平尾町八	区間
後	前	の前後別区域変更
		敷地の幅員
七五・〇	七五・〇	延メートル
		備考

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和三年二月十二日